

いすみ市政策アドバイザー設置要綱を次のように定める。

令和8年9月10日

いすみ市長 小 路 正 和

いすみ市告示第137号

いすみ市政策アドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 市は政策の推進及び重要な行政課題に取り組むに当たり、専門的な知識、技術及び経験等を有する者から助言等を受けるため、いすみ市政策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

(職務)

第2条 アドバイザーの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行政課題の解決に向けた助言に関すること。
- (2) その他行政課題に関し、市長が必要と認めること。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、専門的な知識、技術及び経験等を有する者のうちから、本人の同意を得て市長が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、委嘱した日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

(解嘱)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、アドバイザーを解嘱することができる。

- (1) アドバイザーから辞任の申出があったとき。
- (2) アドバイザーとしてふさわしくない行為等があり、適格性に欠けると認めるとき。
- (3) その他解嘱することが適当であると認めるとき。

(謝金)

第6条 市長は、アドバイザーに対し、予算の範囲内において謝金を支払うものとする。

(旅費)

第7条 市長は、アドバイザーに対し、いすみ市職員等の旅費に関する条例（平成17年い

すみ市条例第47号)の規定により旅費を支給することができる。

(守秘義務)

第8条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 アドバイザーに関する庶務は、特定分野の施策を所管する課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。